

ID: 225

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係

<p>処分の概要</p>	<p>延滞金の徴収</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>名寄市介護保険条例 第11条第1項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成18年条例第137号</p>		
<p>【根拠条文】 (延滞金) 第11条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満である場合においては、この限りでない。 2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 8 月 15 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>